

オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン

令和6年11月1日（金）～11月30日（土）

子どもへの虐待と女性に対する暴力をなくそう!!



宇治市宣伝大使
ちはや姫

ネグレクト



- ごはんを食べさせてもらえない
- 学校に行かせてもらえない
- お風呂に入らせてもらえない
- 病気になっても病院に連れて行ってもらえない
- 僕・私のことを見てくれない

「なぐる・ける」だけが
暴力じゃないんだよ!

性的な暴力



- 嫌がっているのに体をさわられる
- 下着姿や裸の写真を撮る、SNSに載せる、送信する



…子どもへの虐待



…女性に対する暴力

経済的な暴力



- いつもおごらせる
- 生活費をわたさない

からだへの暴力



- なぐる・ける・たたく・首をしめる
- 物を投げつける
- 髪を引っ張る
- やけどを負わせる
- 長時間の閉め出し

…えっ、そうなの?

こころへの暴力



- 無視される
- 傷つける乱暴な言葉を言われる
- 大声でどなられる
- 目の前で、家族が暴力をふるう
- 父が母、または母が父をバカにする
- 存在が否定される

「しつけ」と「虐待」のちがい

「しつけ」は、子どもが感情や行動を自分でコントロールできるように導くこと。「虐待」は、子どもの行動を暴力や暴言など、力によって行動をコントロールしようとする事です。

「夫婦げんか」と「DV」のちがい

「夫婦げんか」は、対等な立場で互いの意見を主張しあうこと。「DV」は、2人の関係が対等ではなく、力の差があり、一方が相手を支配、コントロールしている関係です。

どれか一つでもあてはまるなら、ひとりで悩まず相談してください。

※相談窓口は裏面をご覧ください。

知っていますか?

「ヤングケアラー」とは

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

【例えば】

- 洗濯や食事作りなど、家族やきょうだいのために行う。
- 勉強や友達と遊ぶ時間など、自分の時間がとれない。
- 家族のために通訳や手話をしている。

など



悩んでいたら、
相談窓口「いいやん」へ
☎0774-21-0433